

四日市市告示第 560 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 6 年 8 月 7 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

日本アエロジル株式会社 四日市工場における地下水汚染について

2. 発表内容

令和 6 年 8 月 6 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、日本アエロジル株式会社（東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 取締役社長内藤 吾朗）から同社四日市工場（四日市市三田町 3 番地）において、地下水汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、令和 5 年 8 月に「砒素及びその化合物」の土壌汚染が発見されたことに伴い、工場敷地境界付近の地下水観測井戸において地下水モニタリングを実施していたところ、「砒素及びその化合物」が地下水基準を超過しました（地点は別紙参照）。

同工場では「砒素及びその化合物」の使用履歴がなかったことから、地下水汚染の原因は不明です。

なお、地下水下流側に飲用井戸はないことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び検出された濃度は次のとおりです。

<地下水調査結果>

物質名	最大検出濃度 (地下水基準の倍数)	地下水基準
砒素及びその化合物	0.011mg/L (1.1倍)	0.01mg/L

3. 事業者における今後の対応

工場敷地境界付近の地下水観測井戸における地下水モニタリングを継続して実施します。

4. 四日市市の対応方針

- (1) 8 月 8 日に現地への立入調査を実施します。
- (2) 観測井戸における地下水モニタリングを引き続き行うよう指示しました。

5. 届出内容の問い合わせ

日本アエロジル株式会社 四日市工場 安全環境管理チーム

059-345-5222

(環境部環境政策課)

日本アエロジル株式会社 四日市工場（位置図）



地下水観測井戸位置および地下水分析値

